

令和4年蘭越町議会第2回定例会会議録

○開会及び閉会

令和4年 6月16日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時52分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	淀谷 融	2番	金安 英照
	3番	田村 陽子	5番	永井 浩
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	熊谷 雅幸	11番	富樫 順悦

欠席（なし）

○会議録署名議員

9番 柳谷 要 10番 熊谷 雅幸

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第4	一般質問	田村 陽子
日程第5	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議案第1号	蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第2号	後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第9	議案第4号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第10	議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第11	議案第6号	工事請負契約の締結について（宝橋橋りょう補修工事）
日程第12	議案第7号	工事請負契約の締結について（蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事）
日程第13	議案第8号	工事請負契約の締結について（機能強化対策昆布地区管路施設工事）
日程第14	議案第9号	動産の取得について（育苗トラック）
日程第15	議案第10号	令和4年度蘭越町一般会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第11号	令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

追加日程

日程第17	議案第12号	令和4年度蘭越町一般会計補正予算 (第3号)
日程第18	意見書案第1号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第19	報告第1号	繰越明許費繰越計算書について(令和3年度蘭越町一般会計)
日程第20	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について(令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計)
日程第21	報告第3号	令和3年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について)
日程第22	報告第4号	例月出納検査結果報告
日程第23	承認第1号	閉会中の継続調査申出書(総務文教 常任委員会)
日程第24	承認第2号	閉会中の継続調査申出書(経済建設 常任委員会)
日程第25	承認第3号	閉会中の継続調査申出書(議会運営 委員会)

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和4年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和4年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係及び新聞社の取材及び写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番柳谷議員、10番熊谷議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） おはようございます。

令和4年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日17日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は、閉会とすることにいたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日17日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は、閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時は閉会とすることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明をお願いします。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第2回蘭越町議会臨時会が開催されました5月10日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、5月11日、水曜日、1時30分から、この日は地域商社ANAあきんど札幌支店の田部敏之支店長が来庁し、ANA国際線ファーストクラス機内食にらんこし米を採用する発表用の写真撮影を行ったところでございます。

この事業は、蘭越町米麦改良協会から、らんこし米ゆめぴりかを提供し、6月から8月までの3か月にわたり日本発着の計8路線で和食コース料理の一品として使用されるものでございます。

昨年、11月に田部支店長が来町され、懇談したことがきっかけとなり、らんこし米のサンプル品を提供し、試食いただいたところ、和食料理長から高い評価をいただき、機内食としての採用が決まったものでございます。

ANAあきんどの発表が、5月31日の北海道新聞朝刊全道版に掲載されたことは御承知のことと思いますが、掲載直後から大きな反響がありまして、その宣伝効果を改めて認識しているところでございます。現在、ANAのふるさと納税サイトにもらんこし米が返礼品として登録されておりますが、これによるふるさと納税の増加とらんこし米の消費拡大、また、これに留まらず、更なる波及効果を期待するところでございます。

2ページ、5月24日、火曜日、18時30分から、この日は令和4

年度蘭越高校を地域とともに考える会の役員会と総会を開催しております。総会には30名の会員が出席し、令和3年度の報告、また令和4年度の事業計画について承認をされました。

蘭越高校は、道教委が平成30年3月に策定した指針において、地域連携特例校として存続を図られるものの、2年連続して入学者が10名を切ると募集停止になることとされており、町としてもこの会の活動を通して、地域をあげて蘭越高校の存続に取り組んでまいります。

5月25日、水曜日、13時15分から、この日は令和4年度北海道造林協会通常総会が開催し、出席をいたしております。

北海道、市町村、森林組合、関係団体など全道292団体で組織されており、これまで、北海道造林協会の理事として役員を務めておりましたが、今回の総会で、前様似町長から私が会長に選任をされました。

2030年、北海道はゼロカーボンに取り組んで行くこととなっており、森林の果たす役割はますます重要となっております。

森林環境譲与税の活用、森林整備の着実な推進を図るための造林事業、林業労働力の確保、森林保護事業など関係機関の協力のもと取り組んでまいりたいと考えております。

5月27日、金曜日、16時から、この日は蘭越町商工会佐藤会長ほか来庁され、町内商工業の景気回復をはじめとし、地域振興事業などの商店街の活性化や、コロナ禍により中止しておりましたイベント再開について要望書の提出を受けたところでございます。

5月30日、月曜日、8時30分から、この日は医療法人社団静和会昆布温泉病院の任田事務長が来庁され、同会から燃料費等助成の要望書を受け取りました。原油価格の高騰等により厳しい運営が続いているとの報告を受けたところでございます。

昆布温泉病院は、町内唯一の病床をもつ病院で、町民の医療・介護に大きな役割を果たしていること、また地域の貴重な雇用の場所であることを鑑み、本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと考えております。

3ページ、6月5日、日曜日、9時から、この日はNPO法人グッドドライバー・レッスンの主催による、3回目となるグッドドライバー・レッスンin蘭越が開催され、町内外から29名の参加をいただき、開会に当たり挨拶をいたしたところでございます。

当日は、運転に必要なストレッチなど前回と同様の取組のほか、参加

者が実際にサポートカーを運転し機能を体験する取組や、視野テストや反射テストといったシミュレーター体験など、前回とは違う内容で実施され、参加者の皆様は、楽しみながらも交通安全への意識向上が図られたこととっております。

今年、トヨタ・ガズーレーシング・ラリーチャレンジの開催地である、広島県の安芸高田市や宮城県の利府町において、グッドドライバー・レッスンが開催されており、今後も各開催地でこの取組を行うとお聞きしたところでございます。

グッドドライバー・レッスンは、交通安全意識の向上につながる大変素晴らしい活動であり、交通安全啓発の活動の一翼を担う取組となるものと期待をしているところでございます。

6月6日、月曜日、16時から、この日は第1回蘭越町山村開発センター改修検討委員会が開催され、町内の関係団体から推薦された6名の委員に委嘱状を交付しております。築44年が経過し、建物の老朽化が進んだ山村開発センターの改修案について、検討委員会の中で今後協議を行う予定となっております。

6月9日、11時15分から、この日は平成25年から長きにわたり、町内の主要道路である国道5号をはじめ、道道、町道などにおいて道路沿いのごみ拾いをボランティアで行い、町内の環境美化活動に功績のありました、昆布町の井内勇さんに対し、北海道知事から環境保全活動功労者表彰が授与されております。

当日は、後志総合振興局において感謝状が伝達され、その後、受賞報告のため来庁されておりますが、私は別の公務があったため、副町長が代わりに対応をいたしております。

同じく、15時から、この日は社会福祉法人蘭越厚生事業団の住吉理事長と特別養護老人ホーム一灯園大迫施設長ほかが来庁され、燃料費助成の要望がされております。同会は、町内で唯一の特別養護老人ホームを運営し、グループホームらんこしの指定管理を受けていることから、町民の安心のため、本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと考えているところでございます。

あわせて、今年5月から勤務しているミャンマーからの外国人技能実習生4名も来庁され、4人それぞれから、日本語での自己紹介と実習に向けての抱負を述べられ、私からは、早く生活環境に慣れて有意義な実習になるよう願っているとお伝えしたところでございます。

6月12日、金曜日、7時30分から、この日は、ニセコクラシックが3年ぶりに開催されまして、国内外約500名の選手たちが役場前からスタートし、ゴールのニセコグランヒラフを目指し、自然に恵まれた蘭越町の85キロコースで競技を競っております。

同じく10時から、トヨタ・ガズーレーシング・ラリーチャレンジ2022 in 蘭越・ニセコが役場をメイン会場として、走行距離約90キロの行程で、町内林道を参加台数28台のラリーカーが走行をいたしました。

ランラン公園では、親子でも楽しめる参加無料のイベント、トヨタガズーレーシングパークが開催され、トヨタ自動車佐藤プレジデントをはじめ、全道からトヨタ販売店5社の代表者が蘭越町で開催するラリーイベントに感動していただき、今後においても、さらにトヨタ自動車と蘭越町が連携を取りながら、地域振興活性化のため開催していきたいとの御意見をいただいたところでございます。

また、イベント会場は、コロナ禍により発表機会がなかった蘭越中学校吹奏楽部・蘭越高校音楽同好会・昆布溪流太鼓の演奏や、キッチンカーの出店、各町村の特産品販売など、多くの催し物があり、町外から多くの方々が来場され、3年ぶりのイベントが大盛況で開催されたところでございます。

次に、6月10日現在の農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況について、御報告を申し上げます。

これまでの気象概況ですが、4月から5月にかけては高気圧に覆われた日が多く、暖かい空気が流れ込み、直近30日間の降水量は平年を下回ったものの、気温は平年を上回り、多照傾向であることから、作物全般の生育はおおむね順調に進んでおります。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稻は、移植作業が順調に進み、5月末にはおおむね終了をしております。

移植後の生育は平年並みでしたが、5月31日以降の低温、寡照により、生育はやや停滞気味で退色が見られるとのことでございます。

アスパラは、融雪が前年より遅かったものの、5月上旬以降の気温の上昇に伴い、受入れ開始は前年より2日早い5月9日からとなっております。受入れ状況については、気温の上昇とともに増加傾向となり、品質も秀品率が昨年より高い状況で推移しているとのことでございます。

販売状況は、ハウス栽培での出荷が5月中旬におおむね終了し、露地

栽培の出荷量が増え始め、道内市場での出回り量は昨年対比160%ほどと多いことから、市況は弱含みの展開になっております。市場販売はキロ当たり1,300円程度の状況で、前年同様の価格で推移しているとのことでございます。

いちごは、現況では、生産者2戸での出荷となっております。受入数量は78キロで前年同期から15キロ増加しており、販売環境も前年同様、大1パック500円で推移をしております。

メロンは、定植及び生育はおおむね順調に推移しているとのことで、出荷開始は今後の天候に左右されますが、昨年同様、7月上旬の出荷見込みになるとのことです。

トマトにつきましても、定植及び生育はおおむね順調に推移しており、出荷開始は昨年同様、6月下旬の見込みとのことです。

畑作物についてですが、豆類の播種作業は順調に進んでおり、小麦・馬鈴薯もおおむね順調に推移しているとのことでございます。

以上で、農作業の進捗状況と主な農作物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、固定資産税にかかる課税誤りについて御報告を申し上げます。

令和4年5月19日に固定資産税の納税義務者である個人の方から課税額についての申し出を受けまして調査をしたところ、平成3年度から令和4年度にわたり、この個人の方に対する固定資産税の課税誤りが判明をいたしました。

固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に課税をされます。今回は、土地の課税について、地方税法の定めにより登記所から登記した旨の通知があり、その通知書を基に所有者の権利異動をデータ入力をいたしますが、その際に誤ってデータ入力し課税したものでございます。

具体的に申し上げますと、平成2年7月に売買により所有権移転をした土地について、同じ町内に土地を所有している同姓同名の別人を同一人物と判断し、その人の持つ土地と合算して平成3年度から令和3年度までの31年分で総額642,200円を過大に課税していたものでございまして、その金額を返還させていただくものでございます。

内訳ですが、平成29年度から令和3年度までの5年分で税額7万6,500円、還付加算金1,000円を合わせまして7万7,500円の還付、それ以前の地方税法による消滅時効により税金として還付できないものについては、平成3年度から平成28年度までの26年分で、56

万4,700円を固定資産税返還金として返還をいたすものでございます。

なお、現年度であります令和4年度につきましては、既に価格の修正による賦課決定を行っております。

また、これまで課税すべきであった納税義務者に対しましては、地方税法第17条の5第5項の規定により、平成30年度から令和4年度までの5年分、税額で申し上げますと年税額1万5,200円の5年分で7万6,000円が新たに課税となります。

なお、返還いたします金額等については、事前に顧問弁護士に相談の上、見解をお聞きし、その後、返還の対象となります方の御自宅へ担当が伺い、本人へ御説明を申し上げ、了解を得たところでございます。

また、新たに課税となります方の自宅へも担当が伺い、御本人へ御説明申し上げ、納付することを了承いただいたところでございます。

申し上げるまでもなく、公正、正確を旨としなければならない税務行政にあって、今回、その信頼を著しく損なうことに対して、厳しく反省し、深くお詫び申し上げます次第でございます。申し訳ございませんでした。

今後におきましては、このようなことが二度と起こらないように、適切な課税の徹底とさらなるチェック体制の強化を行うとともに、職員の指導にも十分努め、納税者の信頼を損なわないよう、全力を尽くしてまいります。

なお、この件に関しましては、関係職員の処分を蘭越町職員の賞罰及び賠償審査委員会に対し諮問を行い、私と副町長につきましては、監督責任として蘭越町特別職報酬審議会に対し諮問いたし、処分を行うよう取り進めてまいります。

以上、固定資産税にかかる課税誤りについての行政報告を終わります。

次に、資源ごみ収集運搬車両の未購入に係る予算の減額について御報告を申し上げます。

住民福祉課環境衛生係で購入予定であった資源ごみ収集運搬車両については、4月1日に入札を執行すべく事務を執り進めておりましたが、3月31日付で入札参加業者から、製造するエンジンのうち4機種に排出ガス及び燃費の認証申請の不正行為が発覚し、さらには不正エンジン以外においても調査対象となり、国土交通省から車両の提供をしないよう命令があったことから、当分の間、入札に参加することができない旨

の連絡がありました。

また、他の業者からもこのような不正等があり、出荷ができないメーカーがある場合、注文が殺到し生産が追い付かず、結果、納期に大きな遅れが生じ、仮に落札しても、年度内の納車が困難であるとの情報をいただきました。

このため、急きょ、車両購入のための入札を中止し、今後の対策について、担当で協議をさせておりましたが、本町が資源ごみ収集で必要とする車両は年度内の納入が厳しいとの報告を受けましたので、令和4年度の購入を見送ることとし、当該車両の購入等に係る費用を、本日、上程いたします一般会計補正予算で減額をさせていただきたいと考えております。

資源ごみ収集運搬車両は、本町の一般廃棄物処理業務を行う上で必要となるため、令和5年度予算に計上するよう事務を執り進めたいと考えておりますが、車両購入が先送りとなることにより、購入するまでの間の収集作業は、現在、所有する車両を他の作業と調整しながら収集に当たらせていただきます。

なお、所有する車両は積載容量が小さく、1日の運搬する回数を増やす対応となるため、これまで午前中で終了していた区域が午後からの収集になるなど、作業時間が延びることが予想されますが、町民の皆さんのごみ排出に関して影響はないと考えております。

以上、資源ごみ収集運搬車両の未購入に係る予算の減額についての行政報告を終わります。

次に、スーパープレミアム商品券の発行について御報告を申し上げます。

コロナ禍による減収と経費の増大に加え、原油価格の高騰でガソリンや灯油等燃料費の高値が続いており、町民や事業者に大きな打撃となっていると想定されることから、価格・物価高騰に対する町民支援と町内消費の促進を目的に、商工会によるスーパープレミアム商品券を発売するよう執り進めております。

今回発行する商品券は、プレミアム率を大きく100%とし、基本は1セット5,000円で、購入限度額を1世帯5セット2万5,000円とし、100%のプレミアムがついて、最大で5万円分の商品券が入手できることとなります。

また、前回から可能といたしましたばら売りに関しても、最低500

円から分割購入できるよう、商工会と打ち合わせをしております。

また、購入世帯をこれまでの実績から1,500世帯と見込み、全体事業費は事務費等を含め、3,832万5,000円を予定しており、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄いたいと考えておりまして、本日の補正予算に計上させていただいております。

販売は、速やかに開始したいと思っておりますが、8月から1月末までの6か月間で、使用期限についても1月末までを予定したいと考えております。

前段、申し上げましたとおり、原油価格・物価高騰による負担は非常に大きいものがあり、町内各世帯への支援策として取り組みたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、スーパープレミアム商品券発行についての行政報告を終わります。

次に、洋上風力発電導入に向けての推進状況について御報告申し上げます。

岩宇・南後志地区洋上風力発電推進協議会については、令和4年第2回蘭越町議会臨時会において行政報告をさせていただいておりますが、岩宇・南後志地区での洋上風力発電の導入推進を図るべく、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、現在、神恵内村、泊村、共和町、岩内町、寿都町及び本町の6か町村並びに、古宇郡、岩内及び寿都の3漁協で組織する当該推進協議会において、今後の進め方について協議を行っているところであります。

令和3年度に、洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業として、全国3海域のうち、当海域がその1海域に選定され、国による各種調査が始められることになり、当海域内の3漁協から海域における調査実施について承認が得られたことを受け、本年4月28日に当該推進協議会を岩宇・南後志地区洋上風力発電推進組合に組織替えし、国の調査で網羅されていない、環境影響評価手続、系統枠の確保、長期的な漁業実態調査等の調査項目を当該組合が参画事業者を募り、共同調査として実施していくことで合意が得られたものでございます。

この共同調査は、洋上風力発電を展開したい事業者がそれぞれが同様の調査を実施していくことが非効率であり、最終的に選定事業者に至らなかった際にはその投資が大きな損失となることから、事業者が調査費用を共同で拠出し、市町村や漁協が主体となって調査結果を事業者と共

有する全国初の方式となり、当海域における事業推進に大きな意義があるものと捉えております。

今後につきましては、来週6月21日に参画事業者を募集する手続きが開始され、翌週には事業者対象の説明会が開催、7月中旬頃には募集が締め切られ、その後、参画事業者と協議が進められ、早急に共同調査が実施される予定となっております。

また、前述の国による調査研究事業におきましても、本年度から当海域での調査が実施されることが予定されております。

今後、洋上風力発電の推進に関し、進展等がありましたら、適宜情報提供させていただきたいと存じます。

以上、洋上風力発電導入に向けての推進状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございまして、先般、札幌法務局長から蘭越町に置かれている人権擁護委員について、委員の任期満了により、後任の推薦依頼がございましたので、人権擁護委員候補者の推薦について、町議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号につきましては、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取り扱いが示されたことに伴い、感染症の影響による減免の特例について所要の改正が必要なことから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第2号につきましては、後志南部地区地域資源循環管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

施設の老朽化による修繕費の増大と処理能力を上回る野菜残さの処理料金の高騰により、利用料金の上限を上回る見込みであることから所要の改正を行うものです。

議案第3号につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第5号は、北海道市町村職員退職手当組合規約の変

更について、それぞれ議決をお願いするものでございます。

団体の加入に伴い、地方自治法第286条第1項に基づき、それぞれの組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第6号については、宝橋橋りょう補修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

宝橋橋りょう補修工事は、6月6日午前9時から指名競争入札を執行し、金額9,317万円で佐藤・増田経常建設共同企業体、代表者佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第7号につきましては、蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事は、6月6日、午前9時から指名競争入札を執行し、金額6,930万円で、菅原・福島経常建設共同企業体、代表者株式会社菅原組、代表取締役富田浩嗣を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第8号につきましては、機能強化対策昆布地区管路施設工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

機能強化対策昆布地区管路施設工事は、6月6日、午前9時から指名競争入札により、金額5,698万円で、新栄・長澤特定建設工事共同企業体、代表者新栄クリエイト株式会社、代表取締役大西一洋を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第9号につきましては、動産の取得について議決をお願いするものでございまして、当初予算で債務負担行為の議決をいただきました育苗施設ダンプトラック1台につきましては、北海道市町村備荒資金組合を通じて996万4,900円で購入するものでございます。

この育苗施設ダンプトラックの購入につきましては、条例の規定により、議決をお願いするものでございます。

議案第10号につきましては、令和4年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ1億668万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費については一般職員及び会計年度任用

職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

議会費では、人件費の増減で83千円の追加。

総務費では、旧初田中学校解体工事1,230万円、原油価格・物価高騰等対策事業、スーパープレミアム商品券補助金3,832万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金500万円、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金1,070万円、固定資産税返還金56万5,000円など、人件費の増減と合わせまして6,822万2,000円の追加。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金346万6,000円、一灯園及びグループホームらんこし燃料費等助成事業補助金245万円、子ども・子育て基金積立金192万円など、人件費の増減と合わせて1,322万1,000円の追加。

衛生費では、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金150万円、昆布診療所診療業務委託補助金121万円、蘭越歯科診療所診療業務委託補助金540万6,000円、資源ごみ収集車購入分賦金4,000円の減など、人件費の増減と合わせまして129万8,000円の追加。

農林水産業費では、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1,409万6,000円、ビニールハウス購入費125万1,000円など、人件費の増減と合わせまして2,286万7,000円の追加。

商工費では、地域おこし協力隊員助成事業補助金94万円、人件費の増減と合わせまして95万7,000円の追加。

土木費では、第3団地平成12年度棟屋根塗装修理380万円、人件費の減と合わせまして370万4,000円の追加。

教育費では、人件費の増減で366万7,000円の減となり、歳出総額1億668万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,832万5,000円の追加。子育て世帯生活支援特別給付金給付金事業費補助金581万6,000円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,108万円、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金1,409万6,000円、子ども・子育て基金指定寄附金192万円、コミュニティ助成事業助成金250万円など、合わせまして歳入総額1億668万5,000円を充当いたすものでございます。

議案第11号につきましては、令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ346万6,00

0円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、一般職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。合わせまして346万6,000円を追加するもので、歳入につきましては、一般会計繰入金346万6,000円を追加するものでございます。

次に、本日、追加議案として提出させていただきます、議案第12号につきましては、令和4年度蘭越町一般会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ94万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、北海道子育て世帯生活支援特別給付金90万円など、合わせまして歳出総額94万円を追加するものでございます。

歳入につきましては、北海道子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金94万円を充当いたすものでございます。

次に、報告第1号につきましては、令和3年度蘭越町一般会計予算第3条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げるものでございます。

報告第2号につきましては、令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算第2条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げるものでございます。

報告第3号につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護条例第39条の規定に基づきまして、令和3年度の運用状況を報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3番田村議員、質問席へ着席願います。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。質問させていただきます。

教育長へ質問させていただきます。

町民プールの今後の改修において、町民の健康維持と子どもたちの可能性を伸ばす温水への転換についてお伺いいたします。

蘭越町個別施設計画を見ると、町民プールの耐用年数34年に対して本年で稼働31年になるとのことです。

夏場であっても水でのプールは体温を奪われ、長く入ってられないという声を多く聞きます。

施設があっても利用が少ないのは水温が原因かと考えられます。

温泉の町とうたいながら、プールが温泉でないことに残念な思いをしている町民、移住者になってくれた方は多いのです。

冬場の水中ウォーキング、スイミングスクールの開講、健康維持することでの医療費の抑制、子どもの水泳選手の発掘・育成など温水プールへ転換することで、蘭越町にとって明るい未来が拓かれると考えます。

町民が待ち望む温水プールへの転換についてお考えをお聞かせください。

○教育長（小林俊也） 田村議員の町民プールの今後の改修において、町民の健康維持と子ども達の可能性を伸ばす温水への転換についての御質問にお答えいたします。

町民プールは、平成2年6月からスポーツ施設の拠点の一つとして、今日まで学校教育をはじめ、町民の方の健康増進や体力づくり利用されてきております。

利用者が多い、少ないという基準が明確でないため、一概に少ないとの認識はできませんが、開館当初からは減少し、ここ数年は約80日間の開館期間で4,000人程度の利用状況となっております。

要因としましては、少子化やスポーツのニーズの多様化など、様々な要因により利用者数が減少しているものであり、水温が全ての原因であるとは考えておりません。

水温については最低22度以上、水温と室温を合わせ52度以上として開館することとしており、定期的に温度管理を行い、寒さを感じる時

にはジェットヒーターで室内を温めるなどの対応を行いながら、個々に感じ方の違いはあるかもしれませんが、1日でも長く開館できるよう努めていることを御理解願います。

さて、町民プールの温水化ですが、議員言われる様々な効果の期待が想像されますが、温水化し、通年で開設することとしますと、多額な改修費用や維持費用などの財源、そして、管理・専門的指導を行う人材の確保など、現実的に大きな課題が挙げられ、利用者を見込んだ費用対効果等、十分な検証をしていかなければなりません。

教育委員会では、学校施設をはじめ他の施設においても老朽化が進んでおり、中学校の大規模改修や各小学校、他の教育・スポーツ施設の改修など、順次していく必要があります。

また、町全体としても、令和2年3月に策定しました蘭越町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、施設の改修を計画的に進めていくこととなります。

緊急性、必要性により優先度を十分見極めての施設整備となりますので、町民プールにつきましては、拙速な温水化は難しく、現状のままの機能を維持した長寿命化での対応をしていく考えであります。

なお、夏場におけるさらなる体力・健康増進に向けたプールの有効活用や運営面については、関係団体や利用者の御意見を伺いながら、検討してまいります。

また、国等の有利な補助金等が示されることがあれば、温水化への活用が検討できるよう日頃から情報に注視してまいります。

今後も、本町の恵まれた環境をいかしながら、ライフステージや季節に応じた様々なスポーツ情報を提供するとともに、活動機会の充実や支援に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。教育長の御答弁で再度伺いたいことが何か所かあります。

まず、利用状況ですよね、利用状況、人数で出されてますけれども、個別施設計画、その中の利用効率度という数字を出されておりますよね。そこで、コミュニティプラザ花一会、花一会の利用効率度を計算してみると45.9という数字が出てます。これは高いほうが町民なり、その施

設がかなり利用されているという数字だと捉えているんですけども、町民プールに関してですけれども、4,000人弱、ここで、数字では、3,761人ということで、4,000人弱出てますよね。これで計算させていただくと3.7、確かに開館期間が夏場だけなので一概に花一会と比較はできないとは思いますが、花一会は本当に、町の町民なり、近隣の図書、町の公立の図書館として動き始めてすごく愛されている施設だと思っています。町民プールのこれは、何か所か教育長おっしゃいましたけれども、費用対効果とかそういう言葉が出ているんですけども、まずこのプールのその存在の意味としては、町民の健康維持・増進、そして子どもたちの教育的な、体力づくり、そこの観点を見ると、重視するのが町民プールの施設の意義だと思うんですけども。そこに対して、まず最初からその費用対効果を見込むとか、それで費用がかかるから考えないということではないと思います。30年、私がこちらの蘭越町に来て30年程度になるんですけども、その時点で、平成5年に来ましたので、できてましたね。平成2年にね。そして、その時に既に温水プールが、世の中は温水プールの流れだったはずなんですけれども、その時点で温水プールでなかったし、入ったら、本当にちょっと、夏場の太陽だけでは冷たかったというのが、すごく正直、衝撃でしたよね。子どもたちの子育てしている間も、我慢しながら入るといことがとても体に負担がかかる、これは今まで事故が無かったのが不思議じゃないかなというくらいです。例えば、水温が原因ではないと教育長おっしゃいましたけれども、低体温というのは、これ引き起こす原因がよくいろんなものにあります。ジェットヒーターをそこで焚いていて、50度以上だから大丈夫だという話ではないんですよ。学校のプール、文科省の水泳指導の手引きでは確か20、低学年とか初心者は23度以上は設定しなさいという話です。高学年や上級者になると22度以上、水温プラス気温が50度以上、それは教育長がおっしゃったとおりなんですけれども、実際じゃあ23度、22度がどれだけの負担になるかということは、入っているみんなはすごく実感しているという声をやっぱり今までも聞いてます。室内プールにおいては水温が29度から31度、この水温が適温だというふうに、こちらの水泳、文科省の水泳の手引きにも書いてあります。なぜかと言ったら、それは健康維持を、町民の健康維持、泳ぐだけではなくて歩いたり、水中ウォーキングしたり、そういうふうにゆっくりした運動の時には長く入りたいたいんですけども、22度、23度だっ

たら体温が、長い時間入っていると奪われると、そういうことで29度から31度という設定がされています。屋外プールはもうないですけども、このあたりになると管轄が厚労省になって、衛生の件でね。26度とか30度、こういう。競技の本当に水泳選手の水泳連盟の管轄しているようなところでは25度、それでも25度から28度という設定になっているんですよ。25度以下というのは、長時間入っていると本当に熱を奪われて、低体温の危険性があるということは、本当にどのいろんなところを引っ張っても、見ても、実感としても、危険性があるということなんです。低体温というのは、もう低体温症になるといったら、もう35度から32度っていったらもうシバリングというんですか、筋肉の震えとか。でも32度から体温が、意識が朦朧としてもう28度になったら心停止をしてしまう。そうなったら水難事故、溺れる事故に必ずつながっちゃうんですよ。気管に水が入ると窒息の一手手前の状況になる。呼吸の変化、息継ぎを間違ったタイミングで低体温症になったりします。こういう、健康な人でも迷走神経が刺激を受けて、不整脈とか徐脈、そういうのを引き起こした、健康体でもそうなんですよね。私はちょっと水泳得意ではないんですけど、泳げる人でも溺れてしまうということがあるんですよ。その一つの大きな原因に水温すごくある。これはただ利用者が少ないからとか、費用対効果を求める、考えたらとかいう話ではなくて、プールがあるという限り、町民がいかにかくさん多くの方が、子どもたちの健康、体力づくりに使ったり、町民のウォーキングしたりね、高齢者の人なんかもそこに使えるという認識を持つと、なんとかできないかというふうな方向にいかないのかなって思って、考えています。そののところをまず、お聞かせいただけますか。水温が原因ではない、考えないというふうにおっしゃったことに対する再質問です。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 田村議員の御質問にお答えします。

体温の25度以下の水温であると危険だということですけど、ちょっとなかなかまた開けにくくなるなという思いもあるんですけども、実際のところですね、当初はその学校の体育授業、これは教育課程のほうに入ってますので、どうしても組み込んでいかなきゃならないだろう

ということもございます。その反面で、町民、子どもたちの健康維持等も考えてということになるのかなというふうに思います。それで、以前にですね、水温の高い時期、8月、7月の時期には、冬場ではないんですけども、夏場にはですね、水中ウォーキング、こちらのほうも開催した時期がございました。あと水泳教室関係も、実際は今のところも継続しているんですけども、水中ウォーキング教室でいきますと、やはり24年度から28年度、4年間やったんですけども、最終的には日数も減らして、最終年度は2日間日程で、延べ人数6人というような状況でございました。実際のところ、その参加者も減り、その何と言うんでしょう、水泳に対しての、プールの健康維持に対して興味がなかなか、周知できなかつたのかなということもございますけども、捉え方としては、事業効果が見込めない、あんまり町民の関心もなかつたのかなということで事業の廃止というふうに至った経過もございます。また、水泳大会、水泳記録会のほうもですね、かなり人数のほうが落ち込んでいるという状況でございます。これも夏場の温かい時期にやっているという状況であります。水泳教室の開催はしていますけども、なかなか利用者というか、参加者が増えていかないということで、水泳自体に関してどれだけの水泳人口、その潜在人口がいるのかというのが、ちょっとこちらのほうでもしっかり掘めていないというのが現状の中でございます。いずれにしても、そのプールの活用についてですね、夏場自体、やっぱり年間を通すとなると、かなりの維持経費、特に人材、今の人材の確保もですね、なんとか管理人の人をなんとか集めているというような状況もございまして、維持しているというような状況でございます。またお金の話になるとあれなんですけれども、夏場だけの維持管理を他の業者にしますと、2か月ちょっとですね、80日間の委託の関係で約400万円かかるということで、今回、予算の計上のほうも、今までどおり管理人をなんとか集めてやってもらおうということでやっております。水泳だけでなく、他のスポーツ競技もございますので、いろんなバランスの中で、いろいろな財源を使っていかなければならないということもございまして、そのへんをちょっと御理解のほういただければなと、あくまでも水泳に対して、消極的な考えではないということをお理解いただければなと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） はい。まず、お一つ。

参加が少なくなってきたという原因を考えるとということなんですよ。ウォーキングしてて、町民の人はみんな入って行って見たけれども、やっぱり寒くて、高齢の人は行きたいけれども、あの寒さにやっぱりちょっと耐えられないという声をやっぱり聞くんですよ。そして子どもたちにも夏場、カンカン照りの時は若干、水温、やっぱり確かに上がります。上がりますが、それがずっと続くわけではない。原因を考えたら、その水温というのがすごく大きな原因ではないかというふうに、一度、町民の皆さんにもきっちり問いかけるということはしたらいいと思います。私は温水プールにしてくださいという声をやはり聞きますし、これからやはりそうやって町民の声を大きくしていかなければならないのではないかなと、集めなきゃならないかなとはもちろん思っています。この原因を、人が、参加の人数が減って、水泳に興味ないんじゃないかなっていうところで、そこに事業を縮小したり、温水化にしないという考え自体が、方向自体がもう一度、そこはちゃんと町として、町長部局とも一緒にまちづくり、子どもたちの健康なり、稼働させて免疫力を高める、そういう部分での意義をちゃんとしっかり考えていただきたいと。そして、寿都町の温水プールのほう、お話もちょっと聞いてきたんですけども、当初、平成5年、あちらは平成5年でしたね。だから30年ぐらいですかね。それでしばらくはやっぱり夏場だけ、その時点で温水プールでしたということです。夏場だけでしたが、総合体育館が平成27年に新しくね、されたタイミングで管理人を1人減らした人件費で無料にして冬期も使えるようにする、無料に、町外の人でも無料にする、してやっていこうという、町の、教育委員会だけではなくて、町の方向として、すごく教育的な視点、健康維持に視点にシフトしたと、そういうお話でした。これってすごく大事なことで、蘭越町民も寿都の温水プールに入りに行くんですよ。蘭越の町のプールがやっていたにしても、やはり寒いから寿都へ行くと。寿都はウェルカムで、町民以外の人もというか、少年団がありますので、島牧の子どもたちも入ったりしているので、町民以外もみんな使えます、使ってくださいというかたちで無料にしているという話でしたけれども、そういうことを町として、少年団、今20人の子どもたちが活動をして、その保護者なんか、もう1年生からやっていますけど、風邪一つひかないぐらい健康体になって、筋肉が、足の筋肉なんか

でももうすごく素晴らしく、足も速くなるし、泳ぎもですね。そういう部分での子どもたちへの効果というのはもうてき面だし、蘭越の子育てされている方たちは、あれば、あればと言うかね、そういう環境が整っていれば来るんですよ。温かい所に、わざわざ寿都まで行かなくても、蘭越にそういう子どもたちが、自分たちもちょっと入って一緒に体力づくりできる、その所を求めているという声を、私はこの30年間、自分の子育ての時も含めてですけど、水泳大会にも出てましたけれども、やはりもう本当に寒くて、身震いをして、本当にそれが低体温症の先ほどの事故につながらなかっただけ、蘭越で事故につながらなかっただけ、私はそれは今まではラッキーだったんじゃないかなというふうに考えるんですよ。これは長寿命化の計画ももちろん大事ですけども、ごめんなさい。さっきのスポーツ、水泳のスポーツだけって限らない。野球やっている人、サッカーやっている人、それ以外のスポーツをやっている子どもたちにとっても、水泳は基礎的な土台の体力づくりに使えるので、使えるので、これはただ単に水泳をやる人、人口だけの話ではないというところの認識を教育長も是非、持っていただきたい。そういうふうに考えているんですけども、そこのところお願いします。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） 水泳についてちょっと勉強不足で、なかなか理解しかねるんですけども、隣、寿都町の町、そういう取組をしているということは聞いております。年間通してですね、聞いたところによると6,000人弱ぐらい、年間で6,000人弱だというふうに聞いています。うちはその80日間で4,000人規模、特に寿都のほうも冬場になるとやっぱり利用者が少ないと、極端に少ないというような状況は聞いています。多い少ないになると、またそういう施設の関係になるのかもしれないけれども、本町においてはですね、体育館、プール、野球場、サッカー場、そして通年利用できるトレーニング室を整備したということもございます。また夏場になりますと、そのテニスコートなり、学校開放もしてですね、スポーツに幅広くできるような体制づくりを、環境整備をしているということもございますので、かたやですね、寿都町はそういう取組なんですけども、今、そのプールの状況が、各町村いろいろ悩ましいところがございますして、プールの老朽化によって民営の施設を使

ったりですね、他町村まで足を運ばなければならないというような状況もあるということも聞いております。その中で、決してですね、その温水化をしないというわけでは、考えないというわけではなくて、今のそのタイミング的にはなかなかちょっとすぐには対応できないということをおっしゃって、これからまた水泳の良さ、また事業をどうやって、新しい事業を組み込んでいけばいいのか、そしてその水泳に対するニーズを増やしていけるのかなということが課題になろうかなというふうにも考えております。いずれにしても、水泳連盟もごさいますので、そちらのほうともですね、しっかり水泳に対しての、何と言うんですかね、改めて勉強しながら、どういうニーズがあって、温水化の必要性、そして広域的な施設の利用も含めてですね、ちょっと検討していければなというふうにも思いますので、御理解いただければなと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 全く温水化を考えていないというお答えはちょっと希望だなとはもちろん思っております。そして、何も寿都のように今すぐやれという話ではありません。ただ、改修するにしても、温水化をやるというところを目指さないと、そこまでの話にいかない、いかないで結局30年間、今のスタイルできて、どんどん利用者が少なくなってきたっていう、その原因を、まずきっちり把握してください。町民へのヒアリングとか、そういうこともきっちり、大事だと思っています。あれば、あともう一つ提案ですけれども、スポーツ少年団全体の子どもの体力向上としての取り組み、そういう存在、水泳、温水プールでね、夏、冬場、野球はやっぱり体育館だけしかできないとか、サッカーもそうですよね。ほかのスポーツ、外でやるスポーツ。外でできないことを水泳、温水プールで、冬場にもあれば、その子どもたちもそこできっちり体力づくりができるっていう、その可能性をはなから大人が考えないということにはやはりならない、その環境をしっかりと整えて、なんとかできないかという方向を町として検証していくというか、それはもうすぐにも始めてもらいたいところです。蘭越の改修が、その迫っている、そして今、壁とかね、そういう補修をね、されていますよね。そこに関してそういう補修で長寿命化という対応、これはあくまでも対処療法というか、根本的な、根源的な、町民の健康増進、子どもたちの体力維持、そこ

の視点がちょっと足りないんじゃないかなというふうな、この30年間のプールの状況だと思います。ここから先の30年間、あるんだったら、より町民の人が多く使えるような、そういう施設にするべきだというふうな考えです。町民に、町内に、外国で若い頃に国際的な水泳選手やっていたそういう人材もおります。その人なんか子どもたちに是非、体力づくりも含めてですけれども、そういう人たちに水泳を教えて、水泳の可能性、その子たちが温水プールで蘭越から水泳選手が育つ、近隣町村で水泳大会があった時に、トビウオの大会も今まだやっていると思うんですけど、ここにどんどん出せるような人材を育てる、子どもたちの、町民の、蘭越町の本当の未来に向かって、そこから逆算して考えていただきたいと、そういうふうに考えておりますので、そこの教育的視点と健康増進という視点、そこで今後、考えていく中で大切に、重要とやってもらいたいと思います。そこのところのお答えだけお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 小林教育長。

○教育長（小林俊也） すべてのスポーツにつなぐ土台づくりということかと思えます。その件に関しては、私1人というよりは、今、そのスポーツ協会のほうも6団体、13の競技団体がございますから、そちらのほうにですね、協議のほうお願いしながら、御意見を伺ってですね、本当にそのプールがすべての競技に必要な土台となるものなのかどうなのか確認しながら、またその原因に関しても、少ない原因に関しても、事業が少ないからなのかどうなのか、魅力ある事業が足りないのか、また本当に水温が低すぎて来ないのかどうなのかということも踏まえて、こちらを水泳連盟のほうとちょっと把握していきたいと思っております。いずれにしても環境整備、子どもたちのスポーツをできる環境、健康づくりも踏まえてなんですけども、必要だということは重々思っております。その中でほかのいろいろな事業、先ほど言った学校という基本的な改修のほうにもお金をどうしても振っていかねばならないという現実もございますが、この温水化に対してですね、どういうやり方、どれだけのことが、お金がかかるのか、こういうこともちょっと念頭に入れながらどうすね、考えていきたいというふうに思いますので、御理解願いたいと思います。

○3番（田村陽子） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、田村議員の質問を終わります。
これにて、一般質問を終了します。
ここで10分間、休憩をいたします。
再開は11時20分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

先般、札幌法務局長から蘭越町に置かれている人権擁護委員の徳光茂さんが令和4年9月30日付けで任期満了となることにより、後任者の推薦依頼がありましたので、徳光さんを人権擁護委員候補者として再任することとして推薦いたしたく、町議会の意見を求めるものでございます。

徳光茂さんは、昭和26年10月13日生まれの70歳です。永年にわたり教員を務められ、蘭越、旧目名、旧湯里の各小学校において校長等の勤務経験をおもちで、学校教育を通して子どもの人権等に携わっており、人格識見が高く、広く社会の実情にも精通しており、信望も厚く温厚な方で、人権擁護委員として適任者でありますので推薦をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦つき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意し、適任を認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案に同意し、議会の意見は適任と認めることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第1号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、令和4年度の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険税の減免等を引き続き行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱いが示されたことに伴い、蘭越町国民健康保険税条例において、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の特例について、所要の措置を講ずる必要がありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料①を御覧願います。

新旧対照表により御説明申し上げますが、変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

附則第14項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例の規定でございまして、附則第14項中、令和3年度分を令和4年度分に、令和3年4月1日から令和4年3月31日までを、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、2ページを御覧願います。

概要について御説明申し上げます。

減免の対象世帯、一部減免される具体的な要件につきましては、変更ございません。

減免の対象ですが、令和4年4月1日以後に納期限が設定されていることが対象要件であり、令和4年度の国民健康保険税において、全期分が対象となります。

次に、3ページを御覧願います。

国民健康保険税の減額につきましては変更ございません。

申請受付時期ですが、令和5年3月31日まで申請が可能となっております。

財政措置ですが、昨年度は全額国からの補填でございましたが、令和4年度は国保財政調整交付金の中の市町村調整対象需要額により算定され、保険税減免総額が、町調整対象需要額の3%以上の場合は全額補填、1.5%以上3%未満の場合は6割補填、1.5%未満の場合は4割補填となっております。

参考までに、町調整対象需要額は令和5年1月に確定する予定でございます。

また、令和3年度の減免実績ですが、令和3年度全期分で10件、76万2,000円であります。

なお、令和4年度の申請総額を60万円と想定しますと、財政補填は4割であり、国保会計での負担額は36万円となりますが、前年度繰越金等で対応が可能と考えております。

次に、4ページを御覧願います。

減免額算定等の参考例を記載いたしましたので、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） 3番田村です。

提案理由のところちょっとお伺いしたくて、大前提なんですけど、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、これ感染症の影響というより、感染症対策の影響だという捉えでいいんですか。感染症の病気自体の影響と言われてるけど、感染症対策の影響で一定程度、文章としては、そこは、言葉としては対策というのは書いてないんだけど、病気がどうこうでなくて、それによって、対策によって影響を受けたという捉えですよ。その捉えでいいんですか。

○議長（富樫順悦） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 御質問にお答えいたします。

今、おっしゃったとおりですね、新型コロナウイルス感染症に伴って、やはり収入等が減っているそういう方に対する緊急的な措置、平成2年から行っているんですけれども、それに対する緊急対策として行っている事業でございます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 感染症のこの対策、いろいろ国のやっている、町のやっている、その例えば営業時間がね、短くしなさいとか、そういう対策によって影響を受けたという、捉えでよろしいんですよ。そのための減免とかね、そこなんでしょう。

○議長（富樫順悦） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 御説明申し上げます。

この対策につきましては、コロナウイルスにかかった方だとか、その影響を受けて仕事を失ったとか、そういうことに対する、収入が下がった方に対してのですね、あくまでも減免措置であります。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

日程第6、議案第1号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第7、議案第2号後志南部地区地域資源循環管理施設土壌改良資材製造施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長(田縁幸哉) ただいま上程されました、議案第2号後志南部地区地域資源環境管理施設、土壌改良資材製造施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本施設でございますが、地域で排出している野菜残さ及び澱粉を生産する過程で排出されるデカンター廃液を適正に処理し、地域へ還元するため、平成18年に道営事業で真狩村に整備され、整備後は構成10町村に財産譲渡され、構成町村による公の施設として、JAようていが指定管理者となり運営しております。

今回の条例改正につきましては、施設の老朽化による修繕費の増大と処理能力を上回る野菜残さの処理料金の高騰により、今年度、利用料金の上限を上回る見込みであることから、条例の一部を改正するものでございます。

参考資料2を御覧願います。

新旧対照表により御説明申し上げます。

改正する箇所に、アンダーラインを引いてございます。

別表第11条関係、野菜残さの項中、1万2,600円を2万5,000円に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号後志南部地区地域資源循環管理施設土壌改良資材製造施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第3号北海道市町村総合事務組合規約の変更につきまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北

海도시町村総合事務組合理約の別表について変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により協議し、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

それでは参考資料③を御覧願います。

変更箇所はアンダーラインを引いております。

別表第1、上川総合振興局(30)の項中、(30)を(31)に改め、上川広域滞納整理機構の次に、上川中部福祉事務組合を加えます。

次に、別表第2の9項中、上川広域滞納整理機構の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(富樫順悦) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号海 도시町村総合事務組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第4号海 도시町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について御説明いたします。

今回の改正につきましては、議案第3号と同様に、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の別表について変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により協議し、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、参考資料④を御覧願います。

変更箇所はアンダーラインを引いてあります。

別表第1の中に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第10、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更につきまして御説明いたします。

今回の改正につきましては、議案第3号及び第4号と同様に、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組合格約の別表について変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により協議し、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは参考資料⑤を御覧願います。

変更箇所はアンダーラインを引いております。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の上川管内の項中、富良野広域連合の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、宝橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税847万円を含む9,317万円であります。

予定工期は、令和4年12月20日としております。

契約の相手方は、佐藤・増田経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則氏であります。

入札参加業者は、佐藤・増田経常建設共同企業体のほか、菅原・福島経常建設共同企業体、ナカジマ・石田経常建設共同企業体、志比川・日野経常建設共同企業体の4経常建設共同企業体を指名いたしました。

入札執行日は6月6日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料⑥を御覧ください。

これは橋の側面図、平面図、断面図となりますが、赤色の表示が本年度の施工箇所となります。

本橋りょうは、全長が240.5メートル、総幅員9.15メートルのうち、歩道幅は1.5メートルです。

工事は、本年度から令和9年度までの6年間を予定しております。

本年度は、上段の側面図では左側、名駒市街地側となりますが、第1径間の45メートルが施工区間です。

主な工事内容は、橋桁の伸縮装置の取替、舗装工のほか、防護柵、照明設備の取替となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

この工事によって橋の通行の影響というのは、どのような感じで出てきますか。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 御質問にお答えいたします。

工事が本格化いたしますと、片側通行の交通規制がありますので、事前に地元の住民、そして通行される皆様方に周知を行いたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 御成橋みたいに全面通行止めということにはならないということで、それは6年間ずっと、このかたちというふうに捉えていいですか。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 現時点では、先ほどお答えしましたとおりに、片側の交通規制を予定しております。御成橋のようにですね、全面の交通規制は、現時点では行わないという予定でありますので、御理解いた

だきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 現時点でということは、その工事の進捗なり、いろんな工事の体制によってはそういうこともあり得るということですね。それは6年間、今年度は片側だけということで、周知されているということなのでよろしいです。分かりました。ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第12、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第7号工事請負契約の締結について御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであ

ります。

契約の目的は、蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税630万円を含む6,930万円であります。

予定工期は、令和4年11月10日としております。

契約の相手方は、菅原・福島経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町昆布町134番地48、株式会社菅原組、代表取締役社長富田浩嗣氏であります。

入札参加業者は、先ほどの宝橋橋りょう補修工事と同一の4経常建設共同企業体です。

入札執行日は、6月6日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料⑦を御覧ください。

球場全体の図面と右上の表が工事内容となっております。

工事の主なものは、グラウンドの暗渠排水と土の搬入・攪拌、ラバーフェンスの張替、スコアボード・ダッグアウトベンチの新設・撤去などです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 6月の定例では臨時の議会はともかく、大規模工事の発注が相次ぐわけでございますね。前の議案でもそうだったんですが、今、取りざたされているのは、電子機器を中心とする輸入物も潤沢でない状況がおきていると聞いています。個人住宅でも調度品やそのほかをはじめ、資材の調達が困難になってきているという状況、トラックもそうでございますが、そういう状況にあります。今年の資材の納入の見通しですね。これについて、若干、情報を教えていただきたいというふうに思っております。

○議長（富樫順悦） もう一回ちょっと質問させますか。

柳谷議員、ちょっと意味が分からんと言うんですけど、もう一度、説明していただけますか。

はい。柳谷議員。

○9番（柳谷要） スコアボードのほか電子機器が使われるものが多いと思うんですが、納入の見通しですね、機器資材の納入の見通し、つまり、工期に関わる問題で、順調な見通しがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 失礼いたしました。質問にお答えいたします。

現時点では、柳谷議員がおっしゃるようになりますね、電子機器その他資材等の調達については懸念をしているところではありますけれども、発注時点においてはですね、この工期内で大丈夫だろうということで、発注をさせていただきましたけれども、その後の状況の変化によりましてですね、やむを得ず工期を超過するというのも当然、考えられるということですので、その状況になりましたら、再度検討したいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 併せてですね、補正のほかで予算内完工の見通しですね、予算内で今いけるということで提案しているんだろうと思うんですが、そういう心配はないのかどうか、持っている懸念について、率直に出していただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） 再質問にお答えいたします。

おっしゃっている部分は、契約金額等ですね、スライド条項のことだというふうに推察しますが、当然、大幅な資材等の高騰によってですね、当初予定していた設計金額を相当上回るような状況になればですね、スライド条項を適用させて契約の変更もあり得るということで、

今はお答えしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 直接契約と関わらないので恐縮なんですけれども、実は予算を見ますとですね、この事業の大きく2つの特定財源を予定しているんですね。一つにスポーツ振興くじ交付金4,270万円、もう一つは地域づくり交付金、北海道の交付金が1,960万円と、合わせて大半を特財を充てにしていると、この大丈夫かなという気持ちもちょっと当初予算時にあったものですから、この交付金等の状況ですね、今の時点で分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 梅本教育次長。

○教育次長（梅本聖孝） 本件、野球場の大規模改修に伴います特定財源の状況につきまして御質問いただきました。

議員おっしゃるとおり、本件につきましては、2件の交付金、助成金を予定しておりまして、一つにつきましては、スポーツ振興くじの助成金でございます。いわゆるTOTOといわれるスポーツくじを財源といたしました補助金でございますが、助成金でございますけれども、こちらにつきましては、団体のほうから内示をいただいております、金額につきましては、すいません。要望額の、失礼いたしました。3,416万円以内示をいただいております。またもう一つのほうにつきましては、地域づくり総合交付金、北海道になりますけれども、こちらのほうにつきましては、現在要望中でありまして、3,600万円を、失礼しました。要望額としまして1,800万円を要望しているところでありまして、そちらにつきましては、現在、振興局のほうで調整をいただいているという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第13、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたします。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、機能強化対策昆布地区管路施設工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税518万円を含む5,698万円であります。

予定工期は、令和5年3月3日としております。

契約の相手方は、新栄・長澤特定建設工事共同企業体、代表者札幌市中央区北12条西15丁目4番1号、新栄クリエイト株式会社、代表取締役大西一洋氏であります。

入札参加業者は、新栄・長澤特定建設工事共同企業体のほか、荏原商事・田中特定建設工事共同企業体、水機テクノス・原田電気特定建設工事共同企業体、日星・内山特定建設工事共同企業体の、4特定建設工事共同企業体を指名しました。

入札執行日は、6月6日です。

次に、工事の概要について申し上げます。参考資料は⑧を御覧ください。

この図面は、工事箇所の位置を示しております。

工事は、本年度から令和8年度までの5年間を予定しております。初年度の今年度は、管路施設のうちマンホールポンプ箇所において4箇所の電気計装盤と3つのポンプ設備を更新します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号工事請負契約の締結についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第9号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） ただいま上程されました、議案第9号動産の取得について御説明いたします。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

動産の種類ですが、名称及び数量は育苗施設ダンプトラック1台、仕様は4トンダンプです。

契約の方法は、2社の指名競争入札により、北海道いすゞ自動車(株)小樽支店が落札しましたが、北海道備荒資金組合を通じて取得することから、同組合を契約の相手方とした随意契約でございます。

契約金額は、消費税89万9,805円を含む996万4,900円です。

納入期限は、令和5年2月28日としております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道備荒資金組合、組合長山口幸太郎氏とするものです。

なお、今回取得する動産は、現在、育苗施設で使用しているダンプトラックの老朽化が進み、育苗作業に支障を来す恐れがあることから、入れ替えをするもので、令和4年度予算で債務負担行為の議決をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、議案第10号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第10号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は62億9,660万円で、歳入歳出それぞれ1億668万5,000円を追加し、予算の総額を64億328万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次の債務負担行為の補正ですが、廃止で、第2表債務負担行為補正によるものです。後ほど御説明いたします。

なお、今回の補正予算で4月の人事異動等による給与の補正も行っておりますが、人件費の給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費の2節、3節、4節につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。8ページを御覧願います。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額8万3,000円。
3は説明を省略いたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額328万6,000円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略いたします。

4目財産管理費、補正額980万円。14工事請負費1,230万円。旧初田中学校解体工事で、建物の経年劣化等により屋根の崩落及びシャッター部の変形、また、躯体に多くの亀裂が入り倒壊の恐れがあることから解体撤去するものです。17備品購入費250万円の減。会議用テーブルほかを減額するもので、購入に当たりコミュニティ助成事業を申請しておりましたが、この度、助成決定を受けましたので、本目での予算を減額し、11目の住民運動振興費、蘭越町市街地区連合町内会補助金として予算の組み替えをお願いするものです。

10目交通安全対策費、補正額197万円の減。特定財源のその他27万4,000円は、社会保険料です。蘭越町交通安全運動推進委員会の事務局員の退職に伴い、交通安全・住民運動の推進など横断的な業務を遂行していただくため、新たに会計年度任用職員を配置し、併せて交通安全推進委員会補助金内の人件費相当分を減額させていただくものです。1報酬216万円。会計年度任用職員1名の配置に伴う報酬と時間外勤務手当です。3、4は説明を省略いたします。10ページになります。18負担金補助及び交付金487万6千円の減。蘭越町交通安全運動推進委員会補助金で、推進委員会の職員の退職等に伴う人件費の減によるものです。

11目住民運動振興費、補正額257万8,000円。特定財源のその他250万円は、コミュニティ助成事業助成金です。18負担金補助及び交付金257万8,000円。蘭越町市街地区連合町内会補助金で、4目財産管理費で御説明させていただきました、会議用テーブルほかの購入に当たって、自治総合センターから交付されますコミュニティ助成金の助成決定を受けましたので、補正をお願いするものです。

次に、目の新設となります、17目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、参考資料⑨で御説明いたしますので御覧願います。補正額は5,522万1,000円です。

歳入になります。特定財源の国道支出金5,522万1,000円の内訳でございますが、国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,832万5,000円。子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金581万6,000円。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1,108万円です。

つづいて、歳出になりますが、1点目は、原油価格・物価高騰等対策事業で、事業費は、3,832万5,000円で、財源は新型コロナウイルス

又感染症対応地方創生臨時交付金です。

今回の臨時交付金は、コロナ禍において地域経済への影響を軽減し、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう国から追加配分されるものです。

なお、交付限度額は4月28日に示され、本町の配分額は5,175万9,000円で、このうち3,832万5,000円を当事業へ充当するものです。

事業内容は、本日の行政報告で報告させていただきましたが、町内での消費需要を喚起し、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者の活性化を図るため、商店街・道の駅・幽泉閣等で使用できるプレミアム率100%、500円の商品券で1,000円分、5千円で1万円分の買い物を可能とするプレミアム付き商品券の発行を行うものです。また、商品券の購入限度額は、1世帯当たり2万5,000円を限度とし、1,500世帯分のプレミアム率上乗せ費用と、商品券制作費の3,832万5,000円を実施主体となります蘭越町商工会へ補助するものです。

2点目は、子育て世帯生活支援特別給付金事業で、事業費は、581万6,000円で、財源は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金です。

事業内容は、昨年、令和3年度において、国の定額補助を受けて実施しました事業と同様になりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うものです。また、対象となる児童は令和4年3月31日時点で18歳未満の児童とされ、児童1人当たり一律5万円を給付するものです。事業費は、会計年度任用職員報酬一月分の17万4,000円。職員時間外勤務手当11万4,000円。需用費として、用紙・トナー等の消耗品費と封筒の印刷製本費、合わせて40万2,000円。役務費として、郵便料と振込手数料、合わせて3万8,000円。次に、負担金としてシステム改修負担金8万8,000円。最後に、補助金として子育て世帯生活支援特別給付金500万円で、対象となる児童を100名とし、一律5万円を給付するものです。2ページになります。

3点目は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業で、事業費は、1,108万円で、財源は子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。

事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよ

う住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付を行うものです。

なお、支給要件は、昨年令和3年度で支給された世帯を除き、新たに令和4年度に住民税非課税世帯となる107世帯を対象として補正をお願いするものです。

事業費の内訳でございますが、需用費として、用紙・トナーほかの消耗品費20万円。役務費として、郵便料、振込手数料の4万8,000円。次の、臨時特別給付金システム改修負担金13万2,000円は、給付金業務に対応したシステム改修に伴う負担金です。最後の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金1,070万円は、対象世帯107世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を行うものです。

申し訳ございませんが、補正予算の議案11ページにお戻りください。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額531万4,000円。12ページを御覧願います。4は説明を省略いたします。

2目賦課徴収費、補正額56万5,000円。22償還金利子及び割引料56万5,000円。固定資産税返還金で、本日の行政報告で報告させていただきましたが、固定資産税の課税誤りの判明により、平成3年度から誤って課税しておりました個人の方に対し、平成3年から平成28年までの26年間になります。納めていただいた本税に相当する全額56万5,000円を返還するものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額1,136万5,000円。特定財源のその他2万円は、地域福祉基金指定寄附金です。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。19扶助費162万5,000円。福祉灯油等給付扶助で、灯油価格の高騰により低所得者の冬期間の安定した暮らしを守るため、1世帯当たりの助成額を2万円から2万5,000円に引き上げ、この増額分5,000円に対する対象者325世帯分の162万5,000円の追加をお願いするものです。24積立金2万円。地域福祉基金積立金で、2件の寄附がありましたので積立させていただくものです。27繰出金346万6,000円。人事異動に伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加です。

3目老人福祉費、補正額258万7,000円。特定財源のその他13万7,000円は、自動車損害共済金です。10需用費13万7,000円。修繕料で、公用車のフロントガラスが飛び石によりヒビが入り、交換修理をするものです。18負担金補助及び交付金245万円。補助金で、

ー灯園及びグループホームらんこしへの燃料費等助成で、蘭越厚生事業団から、今年度も冬期間の燃料費等の助成要望があり、補正をお願いするものです。なお、助成額は例年1床1室当たり2万円を基準として助成しておりましたが、灯油価格の高騰を受け、1床1室当たり2万5,000円とし、5,000円を増額しております。14ページを御覧願います。

5目高齢者生活福祉センター費、補正額234万6,000円。1報酬49万5,000円。会計年度任用職員報酬で、高齢者福祉センターこんぶに看護師2名を配置するものです。8旅費1万9,000円。会計年度任用職員看護師2名の通勤に係る費用弁償です。10需用費35万2,000円。修繕料で、高齢者福祉センターめなの消火栓設備及び非常照明器具の故障のため、呼水槽及び照明機器の交換修理をお願いするものです。17備品購入費148万円。センターこんぶデイサービス車両の収容台数を確保するため、公用車1台分の車庫を購入するものです。

10目介護保険事業費、補正額569万1,000円の減。特定財源のその他24万5,000円は、社会保険料です。1報酬188万7,000円。会計年度任用職員の異動によるものです。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額259万円。特定財源の国道支出金71万2,000円は、保育士等処遇改善臨時特例補助金で、その他192万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金71万2,000円。保育士等処遇改善臨時特例補助金で、町内私立教育・保育施設2か所において処遇改善特例事業の実施によるものです。24積立金192万円。子ども・子育て基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。16ページを御覧願います。

5目学童保育所費、補正額2万4,000円。8旅費2万4,000円。学童保育所会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額408万4,000円の減。特定財源のその他24万5,000円の減は、社会保険料です。1報酬188万7,000円の減。会計年度任用職員の異動によるものです。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。18負担金補助及び交付金271万円。昆布診療所診療業務委託補助金につきましては、昆布診療所との業務委託に係る所得補償として、12

1万円の補正をお願いするものです。なお、補償額の算定に当たっては、昆布診療所廃止前の令和3年1月から3月分までの3か月分の所得補償となっております。次の、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金は、医療法人社団静和会から、今年度も期間の暖房費と患者送迎車両の燃料に対する助成の要望があり、原油価格高騰分を加えた上で150万円の補正をお願いするものです。

5目蘭越歯科診療所費、補正額540万6,000円。18負担金補助及び交付金540万6,000円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金で、蘭越歯科診療所との業務委託に係る所得補償として、540万6,000円の補正をお願いするものです。

4款衛生費 2項清掃費 2目じん介処理費、補正額2万4,000円の減。本日の行政報告で報告させていただきましたが、本年度購入を予定しておりました資源ごみ収集車について、年度内に納入ができなくなったことから、当初予算に計上しておりました車両購入に係る予算を減額するものです。11役務費2万円の減。18ページを御覧願います。保険料で、自動車損害共済分担金の減です。17備品購入費4,000円の減。資源ごみ収集車購入分賦金で、車両の購入に当たっては、北海道市町村備荒資金組合を通じて7年償還もって務負担行為を設定しておりましたが、この今年度償還利子分として予算計上しておりました分賦金4,000円を減額するものです。

款 農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額600万6,000円。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。

3目農業振興費、補正額1,439万6,000円。特定財源の国道支出金1,409万6,000円は、水田麦大豆産地生産性向上事業補助金です。18負担金補助及び交付金1,439万6,000円。水田麦大豆産地生産性向上事業補助金1,409万6,000円は、先進的な農業技術及び農機具の導入に対し、本町の農業法人1団体が、国から割当内示を受けたため補助するものです。次の、有害鳥獣捕獲業務燃料費等助成事業30万円は、原油価格の高騰により、駆除業務費用に不足が生じることから補正をお願いするものです。

13目研修農場費、補正額177万1,000円。特定財源のその他79万9,000円は、建物災害共済金です。研修農場のビニールハウス1棟が2月の大雪により倒壊したため、既存ハウスの解体撤去及びビニールハウス一式の建替えを行うものです。11役務費52万円。ビニール

ハウス解体撤去手数料です。17備品購入費125万1,000円。ビニールハウスイ式を購入、設置するものです。

6款農林水産業費 2項林業費 3目町有林整備費、補正額69万4,000円。特定財源の国道支出金47万1,000円は、造林事業補助金です。14工事請負費69万4,000円。造林事業標準単価及び間接費の上昇に伴い、事業費に不足が生じることから追加をお願いするものです。造林地間伐工事29万3,000円。造林地保育間伐工事8万3,000円。20ページを御覧願います。造林地更新伐工事31万8,000円をそれぞれ追加するものです。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額275万3,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

2目商工振興費、補正額371万円。特定財源のその他19万1,000円は、社会保険料です。1報酬204万6,000円。会計年度任用職員報酬で、蘭越町商工会から商店街地域振興事業に従事する地域おこし協力隊の派遣要望を受け、商店街の再生及び地域振興事業の活性化を図るため、地域おこし協力隊2名分の10月から6か月分の報酬をお願いするものです。3、次のページになります。4は、説明を省略します。8旅費8万9,000円。地域おこし協力隊員2名の通勤に係る費用弁償と旅費です。10需用費6万円。消耗品費です。18負担金補助及び交付金94万円。地域おこし協力隊員助成事業補助金で、地域おこし協力隊員2名分の住宅料・通信費・自動車借上料・自己研さん研修費を助成するものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額380万円。10需用費380万円。修繕料で、第3団地公営住宅の屋根が、経年劣化により滑りが悪く、居住者の安全を図るため、屋根の塗装をお願いするものです。

3目定住促進住宅建設費、補正額9万6,000円の減。2、22ページを御覧願います。3は説明を省略します。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額85万6,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

10款教育費 4項 社会教育費 1目社会教育総務費、補正額191万4,000円の減。2、3、次のページになります。4は説明を省略します。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額89万

7,000円の減。2、3、24ページになります。4は説明を省略します。

つづいて、歳入に戻ります。6ページを御覧願います。

16款国庫支出金、17款道支出金、19款寄附金は説明を省略します。7ページを御覧願います。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額3,034万4,000円。1繰越金3,034万4,000円。前年度繰越金です。決算審査等は済んでおりませんが、5月末日をもって令和3年度の出納整理期間が終了したところですが、令和3年度一般会計の繰越金は約3億6,400万円となっており、このうち繰越明許費に係る一般財源は1,879万円となっております。なお、繰越明許費を除く実質収支は、約3億4,500万円でございます。

22款諸収入は、説明を省略します。次に、3ページを御覧願います。

第2表債務負担行為補正につきまして、御説明いたします。

廃止でございますが、資源ごみ収集車購入で、期間は令和5年度から令和10年度、限度額は1,061万2,000円で計上しておりましたが、購入を見送ることとなったため、債務負担行為を廃止するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番田村議員。

○3番（田村陽子） はい。3番田村です。

新型コロナウイルス感染対策費事業内容ということで、資料を、参考資料9、6です。9ですね。と、こちらのほうで10ページの、11ページの原油価格物価高騰対策事業ということで、スーパープレミアム商品券を、3回目ということで提案されていますけれども、この事業自体、コロナ対策費で賄うこと、そして原油価格高騰、物価高騰で影響している人は全ての世帯に影響している話だと思うんですよね。これ1,500世帯で見込んで計算されてやっていますけれども、ホームページ上で今現在、

蘭越町に2,302世帯というふうに出てました。そのうちの1,500世帯を見込むということですが、これとっても不公平、やっぱり不公正感がすごくあると思うんですよね。買う人、買わない人、買えない人、少額にするにしても、原油価格高騰、価格高騰とか物価高騰で影響を受けているのは全ての人だと、全ての世帯だと思うんですよね。前回2回ぐらいやったのは、もちろんそれはそれで評価をされるとは、もちろん思っているんですけども、これを商品券で発行して対策にするという考え方自体がちょっと安直ではないかなと思っております。と言うのは、残りの買わない世帯、もしくは子ども、子育てをしていない、子どもがいない世帯、そして後段に出てます燃料費の補助、一灯園なり昆布温泉病院なりの補助、そちらのほうはいいとしてもですね、いいとしても、子どもがいない世帯、病気にかからないし、そういうところにかかっていない世帯、そういうところに関しての不公平感というのがすごく大きく、だんだん感じてこられると思うんですよね。そこのところのこの事業をまた商品券としてするということ自体の判断というか、これを取り入れることに不公平感を感じることはなかったでしょうか。ちょっとそのところまず聞かせてください。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 田村議員の御質問にお答えいたします。

今回、スーパープレミアム商品券ということで、まず先ほども御説明ありましたけれども、原油価格、物価の高騰に対する町民の支援と町内の消費を目的にということで実施をさせていただくんですけども、先ほど田村議員から1,500世帯の部分で、なぜ1,500世帯なんだという部分もありまして、実際、今まで実施してきている中で、前回でもですね、プレミアム商品券50%というかたちで実施させていただいたんですけども、その時も同じく1,500世帯で対応させて、600セットを販売いたしたところなんですけども、実際20%が残ったようなかたちになってます。その中で実際、商工会とですね、協議を進めていく中で、今回も同じく残った経緯も、前回の実績もありましたので、同じく1,500世帯で実施させていただくということで協議しております。その中でそのほか買える人、買えない人という御意見もいただいたんですけども、

実績も踏まえてですね、今回100%のプレミアム率ということですね、前回とまた違ったかたちで販売させていただくというかたちで、前は1世帯4セット購入限度額だったんですけども、今回は1世帯5セットまでというかたちで、購入できる方も限られてきているという実績もありましたので、1セット、その方にも購入、1セット多く購入できるということで、そのほかに買えない人という御意見もいただいたんですけども、プレミアム率を100%にすることでですね、500円から購入できるということで、前は1,000円からというかたちでしたので、今回、買えない方でも500円からも購入ということで、お互いに購入しやすいようなプレミアム商品券として考えておりまして、実施する予定であります。御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

○3番（田村陽子） 私がこれちょっと不公平ではないかと言っているのは、購入世帯というのはだいたい毎回同じかとは思うんですよね。今回、プレミアム率が上がったから今まで購入しようとしていなかった方々も、もしかしてそれで購入される、そしてそれを町内の商店、商工会で使って経済回すという、その考えはもちろん分かるんですけども、これを行うこと自体、町民の全世帯にコロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というものが行きわたるわけではないですよ。確実にそれは、受けれるということではないと思うんです。いわゆる商店、もちろん商工会、商店を活性化させたいから町の人が町の商店で使ったり、もちろんすごいそれはそこを目指すというのはもちろん分かるんですけども、買わない人、もしくは買う、それを使うつもりがない人、使わない人、いろんなことがあると思うんです。例えば、全町民に、全世帯にまんべんなくやっぱりこれを、国から来たものをおろすということは、例えば、大阪なんかでは水道とかね、水道とか光熱費の補助を全世帯にやると、やっているということももちろん、そういうこと、そういう道もやはりあると思うんですよ。それが全町民、全、どこも漏れないでそういうものを受けれる道の一つのアイデアだとはもちろん思うんですよね。そしてさっきも言いましたけど、子どもたちが、子育てしていない世帯、病院にかかっていない世帯、こういう介護に入っていない世帯、そう人たちも、打撃は受けているけど、そういうものを受けれない、恩恵を受ける

ことはできない、そういうふうな構図になっているのではないのでしょうかという、私の指摘なんです。ですから、これをやることを反対するわけではないですけども、これ、国の予算でね、2020年の単年度のコロナのいろんな予算で77兆円、単年度で予算として、コロナ予算としてあって、これって震災の、東日本の復興予算の10年間の復興予算が32兆円なのに、単年度で倍なんですよね。ということは、復興予算を使ったあとに、今、みんな税金、必ず1人取られてますよね。取られているとか納めてますよね。復興で大変だったからということで、特例でみんな集めましょうと言って、税金として1人1,000円税金を納めているんです。これは国のこの77兆円を使ってこうやって配分した後、やはりそれはその後、この後、税としてまた徴収される、徴収する気であるという声も聞きますし、そうやって恩恵を受けていない人は、恩恵は受けないけども、税としては必ずまた次に払わなければならないという、その構図までちゃんと町として捉えているかどうか、私はそこをちょっと問いたいんですよね。その商品券がどうこうというわけではないですけど、それによって不公平感が拭えないのではないかと、これからその先のそのまだ、これを、またこれをやるのかというのが私の感覚だったんですけども、いかに町民全部に漏れなく行くか、恩恵として受けて、それで、それで町の、町内で還元してくださいという方向に持っていくという手もやっぱり考えないと、これ毎回、毎回当たる人、当たる気持ちがある人だけしか恩恵が受けられない仕組みとなっているのではないかと考えています。これを否定、反対するつもりではありませんけれども、何て言うんだろうね、これを使うときに考えていただきたい視点の一つが、この恩恵が当たらないところにあるのではないかなというところの視点を、ちょっとこれでは見えないなというところなんですよね。この恩恵が当たらないところの視点というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 田村議員の再質問にお答えいたします。

実際、私たち、プレミアム商品券、進める中でもやっぱり、皆さん、町民の皆さんに、全員がですね、使えるような商品券というかたちで、答弁

になるかどうかちょっとあれなんですけれども、その中で今回、ばら売りとかたちの500円からとかたちもとらせていただいています。そのほかにですね、販売店、商工会だけでなく、各町内の商店にも協力いただいて、少しでも町民の方に1人でも多く買っていただくという、商工会と検討しながら、とにかく1枚でも多く使っていただける、町民の方に使っていただける商品券ということで取り進めていっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 田村議員。

田村議員、もう少し簡潔に質問いただけないですか。

○3番（田村陽子） 分かりました。しているつもりですけど、伝わりませんね。

商工会からの要望と話合いで進めているというのは、とつても、今までもそうだったですし、分かります。ただ、これで全部が、商工会に入っていなかったり、個人で、事業主でされている方、そういうところにはやっぱり当たらないのではないかなという、入ってくださいということは言えるかもしれないですけど、そういう部分でのこのコロナウイルス感染対策事業ということで、お金が来てどうするかというところが本当に漏れないような、当たらない、不公平感を感じない事業をなんとかこう考えながらしていく視点も、この先も常に置いておいていただきたい、頭に置いていただきたいなというふうなことです。

○議長（富樫順悦） 山内副町長

○副町長（山内勲） 田村議員の質問にお答えします。

前段、申し上げたいことはですね、まずは今回のプレミアム商品券で使うお金、これは国から来るお金ですけど、こちらにつきましては、こちらに書いてありますとおり、原油価格と、それから物価高騰、これに対する対策だということがまず国からの指示としてあるわけですね。その中で、町内でそれぞれの町の事情があると思うんです。そうした町の事情を鑑みてですね、施策を、町が独自で考えて取り組んでくださいという中で、我々としてはやっぱり町内の事業者が、今、やはりコロナの関係もあるでしょうし、こういった物価高の関係もあって、消費が低迷してい

るということをやっぱり第一に考えたいなというふうに思って、このプレミアム商品券でどうかということを上程させていただきました。2番、3番のですね、この下にある、子育てに関する5万円だとか、それから非課税、住民税非課税に対する10万円というのは、これは国からお金来るんですけども、右から左のお金であって、国の施策として、町が事務取扱をするという、その点については当然、困っている人、そういう人たちに広くまんべんなく充てるお金であります。ですけれども、この1番上のお金3,800万円のプレミアムについては、くどいようですけれども、町がどういった、今、状態になっていて、誰がやっぱり困っているかというその選択と集中を鑑みながらですね、取り組んだ施策だということで、まず御理解いただければなというふうに思っています。その上で、町内の消費というのが大事だなと、そういうことで、この予算を付けています。で、1,500世帯というのは、これまでに実績で予算を付けましたけども、これは先着順ではありませんので、もちろん2,000世帯になりましたら、また議会の皆さん方をお願いして補正を追加することになります。500円という券から1,000円という、そういう商品券が当たると、そういう低いところも購入、それからもう一つは、商工会まで行かなくても、それぞれの商店でも、今、物を何か500円を買う時にでも、そこのお店で、全部ではないですけれども、お店で、購入できるお店で商品券を引き換えれると、そういったところまで手を差し伸べて事業をやることによって、いくらかでもみんなが使えるのではないかというふうに思っています。それでも田村議員おっしゃるように、使えないとかという部分があるかもしれないけども、そこはですね、やはり我々としては、一律に全部商品券を配るということにはちょっとならないと、もちろん現金で配ると町内消費に回っていかないという、そういう懸念もありましたので、どうしてもこの商品券を使いたいという前提に立ちまして、今回、こうした事業を立ち上げたということで、是非、御理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 私からプレミアム券について。

いろいろとありますけれども、同僚議員からも使いやすいという意味

合いの言葉もありまして、それを網羅して、今回、このような大きなプレミアム付いた券を出していただくという、非常に私は素晴らしいなというふうに思っております。やはり消費を喚起する意味で、いろんなことが考えられますが、今、現在、こういう状況の中、期間を的確に、短期間でやるのであれば、こういう方法しかないのかなという気がいたしております。そこで、町長のお話か何かで、8月1日、一つお願いと言いますか、8月1日というお話、発行がその頃というお話がありましたけれども、ここに印刷代も計上されておりますが、できれば7月の、ちょうど子どもたちが夏休みに入るその以前ぐらいの、もうちょっと早いタイミングで出していただければ、消費も、地域も盛り上がるのかなという、そういう気もしておりますので、そのへんだけもう1回、今すぐ出しますというのは難しいでしょうけども、そのへんちょうど夏休みに入る頃を見計らってこう出せるような、そんなかたちにしていただければもっともっと有効的に使えるのではないんじゃないのかなという気がしておりますので、このへんについて一つ、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 熊谷議員の御質問にお答えいたします。

実際、私たちが協議進めいていく中で、今回、可決いただいて、スムーズにとりかかろうというかたちでもう進めていましたけども、今回、原油価格の物価高騰というかたちもありまして、やっぱり灯油とかですね、ガソリンとかそういう部分にも配慮がありまして、また法律で販売期間が6か月と決まっているものですから、今回、8月1日とあとは冬にも利用、活用していただきたいということでですね、8月1日から1月31日までというかたちの6か月間で、販売期間もですね、使用期間も1月末までというかたちをとらせていただいております。そのへん御理解いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） やはりこういう意味では、経済、やっぱり循環をさせなければならぬですね。やはり、いろんな政策ありますけれ

ども、地元での消費をしていただいて、経済を回してという観点から、そういうものが非常に必要だなというふうに私は思います。札幌にたまに行くと、G o T o 割とかサッポロ割というのがありまして、使用期限が2日間しかないというような、そういう割引なり、商品券もくれたりしますけども、逆に言えば、それは非常に大きな意味で使いやすい商品券になりますので、そのへん十分に消費を喚起できて、そして皆がうまく使えるようなものにしてやってほしいなというふうに思います。期日についてはもう一回検討していただいて、もし早く発行するなり、そういうのがあれば検討していただいて、やはりみんなに知れて、みんなに多く使っていただく、これが私たち議員としても、消費者にとっても大切なことだと思っておりますので、その点について、もう一度、お伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えします。

プレミアム、今回の商品券のですね、制度について御理解いただいていることに非常にありがたいなというふうに思っております。今回の行う経緯については、先ほど副町長のほうからもお話が、したんですが、まず、町内の燃料高騰、そして消費が低迷している、これをなんとかしなければならぬ、それも早急に、そして継続して長い、長期間ですね、そういうものをなんとかできないかというかたちで、今回の臨時交付金の活用を検討しました。その中で、先ほど水上課長が言ったとおり、この商品券というのは、法で6か月間という部分で決められていると、その6か月間をいかに有効に、燃料と、さらにはいろいろな町内消費、これを行う時期がいつくらいがやはり一番活用されるのだろうかといったときに、今、熊谷議員がおっしゃったとおり、本当はもっと早く手を打ちたい、そういう気持ちがあったんですが、やはり冬期間における燃料高騰というのはまだまだちょっと未定な部分もありましたので、そういう部分を考えて、なんとか12月、1月、それくらいまで引き延ばすような経済対策を行うというふうに考えたときに、逆算していくと8月だなというような状況で商工会とも打ち合わせをさせていただいたという経過にあります。議員おっしゃっている、なるべく早く、こういう大きな事業、町民の方々に周知をして使ってもらいながら、経済効果を循環させるというのは、私も大変重要であるというふうに考えておりますが、今のこの臨時交付

金については、そういう制限というか、6か月間という部分の中でいかに有効に使える部分がいつかという部分で検討をさせてもらった結果、8月から1月末がある程度、消費という部分も、年末にかけて使うという、それと秋口にかけての燃料、そういうものの考えから有効ではないかというようなかたちで進めたいというふうに考えているので、何卒御理解を願いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

1 番 淀谷議員。

○1 番（淀谷融） 1 番 淀谷です。2 点お伺いします。

15 ページの3 款の民生費なんですけども、この中の18 の負担金補助の保育士等の処遇改善臨時特例補助金ということで、71 万2,000 円ということで、国の補助100%ということになっておりまして、この補助基準について教えていただきたい。先ほど町内の2 か所へ補助しているということでありましたけど、補助基準について教えてください。

それと、17 ページのここも負担金補助及び交付金なんですけども、この補助金の中で昆布診療所への業務委託料ということで予算計上されているんですけども、昆布診療所は去年の3 月末をもって廃止されているはずなんですよね。先ほど、説明の中で1 月から3 月分の所得補償ということでこれを計上されたということがあったと思うんですが、廃止されている業者、何と言うのかな、事業所に補助できないと思うんです。廃止されてもうこの名称はないし、先生もいないと、廃止されているんですから、だから、ここに計上するのではなくて、見解なんですけれども、これは所得補償なので、あるので、21 節の補てん補償で個人に対しての所得補填をするというか、補償するというところで設けるべきではないのかなというふうに考えるんですけれども、その見解、補助金であれば年度内、会計年度で、そこを補充するという、去年のもう済んでいる部分であって、だからここで昆布診療所業務と言っても、昆布診療所はもうないんですよね。今年度は。よって、これはあくまでもこれは所得補償であれば、個人の医師の口座のほうにということで、21 節で補てん補償ということで、設けるべきではないのかなというふうに思うんですが。そのへんの御見解をちょっとお伺いします。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） まず1点目の保育士の処遇改善の補助金の関係ですが、この補助金の施設はですね、蘭越ひばり幼稚園と、ベアーズのこども園の2施設の補助となっております。これは昨年ですね、昨年のコロナウイルス感染症の対策としてですね、受けまして、あと保育所等の環境も厳しいことからですね、保育現場で働く方の給料の引き上げをして、その費用を保育施設に対して補助金をもらうものとして行っておりまして、補助期間はですね、令和4年9月までの期間と定めておりまして、この処遇改善、一時的な賃上げではなくて、9月までの期間ということになってますけど、9月以降もですね、継続して取り組んでいていただくというふうな条件となっている補助金となっております。これは9月以降、10月以降についてもですね、国からのほうの施設型給付金制度というものをですね、財政支援がされる部分となっている補助金でございます。

あと、昆布診療所の委託の関係です。ちょっとこの関係のですね、昨年、昆布診療所の加藤医師とこの所得補償の関係で、今年度1月から3月、昨年ですね、昨年度の1月分から3月分の所得補償について、合意書を取り交わしておりまして、今年度補償するというふうにして合意を交わしておりまして、このちょっとこの昆布診療所はないのでということなんですけど、担当としましては、昆布診療所の診療報酬ということで計上させていただきましたので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） まず保育所の処遇改善、さっき9月までということ、昨年の、今年の3月にこの補正をされて、2月から9月までの期間でということ、この処遇改善、補助金が決定されているわけなんです。だけど、聞きたいのは、10月以降とかも、これからのことなんだけども、この基準では71万2,000円という基準を教えてくださいということなんですよ。僕が調べたのは、月9,000円が最高額だということに考えて、思っていたんですけども、だからこの71万2,000円も、2か所に、保育士の何、何に対して補助するのかということ、ちょっと聞

きたいということ、1点。

それと、今そのもう1点、診療所、何と言うのかな、昆布診療所の、担当としてはこうではなくて、僕が聞いているのは、前、先生と合意したのはいいんです。分かるんです。でも、実際には昆布診療所の業務というのはもうないんです。それを出すという、予算に計上するというのがおかしいと言っているんですよ。だから、担当としてはでなくて、どうなのかなということで、こういうところの合理性があって補助する、そういったことを説明いただければとそれは納得するんですけども、そのへんもう1回、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 休憩しますか。

資料調べますので、暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開します。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 保育所の処遇改善の件の算定基準なんですけど、まずですね、それぞれ施設において、保育士の、この基準は国から示されたのは、処遇改善3%以上、月9,000円程度は賃金のアップを図りなさいよというので示されていますので、それを基にですね、各施設のほうで、各保育士、勤務体制によって違いますので、そちらのほうで、施設のほうで算出してもらって、施設のほうで総事業費ということであげてきていただきます。それに沿ってですね、うちのほうで、子どもの数だとかそういうものをですね、細かい基準がありまして、ちょっとそのへんの細かい算定がちょっと、すいません。見つけられなかったんですけど、そういう子どもの数によってですね、その算定方法がありまして、それでその出された総事業費に計算してですね、補助の所要額を算出させてもらっていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 保育士等の処遇改善ということで、3%以上、9,000円ということで、今、説明の中で総事業費、また子どもたち、

また保育士の数によって、きっとその中で計算されているのかなと思うんですけども、その中で、先ほど、民間の業者を二つということで御説明あったんですけども、この部分の補助、処遇改善というのは、公立とか、その部分も対象になると思うんですけども、こちらのこれは上がっていないと、予算になっていないと、これは公立の部分も対象になるはずだと思うんですけども、そのへんの補助申請していないというふうに、あれがあるんですけども、そのへんどういうような経過なのか。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 町立、町がやっている保育所の関係だと思うんですけど、内部で協議しましてですね、職員につきましては、定期昇給ということで、毎年、賃金アップが図られているということで、そこの対象にはしないというふうにして、しないという方向性で考えました。あとは会計年度任用職員として保育士で来ていただいている方は、今年の令和4年4月1日から、町全体の会計年度任用職員の賃金を改善させてもらって、その中でも保育士の方たちも賃金アップをしているということで、それで対応させていただいておりますので、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 今のその定期昇給、または会計年度任用職員については、賃金アップされたということであるんですけども、そのアップ率ということで考えたら、またそうした基準で3%以上の9,000円と、この範囲のどの程度ぐらいまで、何と云うのかな、ベースアップされているのか、そこもあると思うんです。そして、この部分については、その保育士とかそういう人たちの処遇改善のためにこの補助金制度が設けられておりますので、補助をもらうということであれば、ベースアップは、何と云うのかな、一般財源だろうというふうになる、せっかくある制度なんだから、ここを使って、9月までなのかもしれないですけど、こういうものをもらって、そこに処遇改善をしていくという、保育士さんとか、そういう人たちに改善

していくと、いくらかでもそのベースアップさせていくということを検討すべきではないかなと思うんです。その中で職員の方はベースアップ、毎年上がっていったところあるんだけど、やっぱり同じ仕事していても会計年度任用職員というか、同じような仕事していても全然、差が、給料の格差がありすぎると、やっぱりこういうふうにして改善したら、ベースアップしていくべきだと思うんですが、そのへんどうなんでしょうか。お伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

処遇改善については、今年の定例会、第1回の時にですね、こういう制度があると、ただし、国の制度としては、それは9月までの制度で、国が9月以降についても継続して町のほうで補填しながらとか、いろんなその各施設ごとできちっとそれを補填して、処遇改善を図りなさいよというような通知が来たというふうに、私も認識しております。そのような中で、各、今、私立の施設については、その制度を使って申請をしてきました。町においては、保育士等だけの処遇改善という部分もこの制度に載ることはできましたが、やはり9月以降の部分について、そうするとどうするのか。9月までの部分だけをするのか。そういう部分も検討した中でですね、やはり保育士だけではなく、処遇改善というのは、会計年度の任用職員については、様々な職種の中で同じく日夜いろんな部分で頑張ってくれていると、そういうことも考えて、会計年度の処遇、平均して約5,000円になります。月額。5,000円程度上げるというかたちで新年度の予算で措置していただいたと。これについては、若干、私のほうでもこの予算のそういう中で説明をさせていただいたのではないかなというふうに考えておりますので、そのような方向で、町については、全会計年度任用職員の金額の処遇改善を行ったということで御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 淀谷議員。

○1番（淀谷融） 3月にということ、アップの補正をしたと思

うんですけども、こういう制度があって、やっぱりその保育士とか、そういう方の処遇が、何と云うのかな、低いということになっていて、これを5,000円上げたということなんですけども、やはりこういう制度があるのであれば、臨時って言わないですけど、9か月でも、なんぼかでもそういう手当をしてあげるということも必要ではないかなと思います。そして、関連するんですけども、今回はこの保育士等ということで、この科目で民生費の中で出ているんですけども、この中にもう一つあるのは、介護職員の分もあるんですけども、今回の補正、その介護士の部分出て、上がってきていないですけれども、介護士の部分についても、そういう制度があるので、利用されるべきかなと思います。それで今回、めなからこんぶへ統一したと、その中で処遇改善が、やはりなかなか人員が来ないということがありましたので、まずこういう制度を利用して、いくらかでも処遇改善をさせて、求人が来るようなことを検討されてはいかかかなと思うんですけど、ちょっとここと関係ない、関連して、介護の部分もありますので、この処遇改善ってあるので、そのへんは今回載ってなかった、ないということであって、その介護の部分も民間であっても、公立であってもそういう制度があるわけだから、やはりちょっと、さっきも言ったように、統一したということで、こんぶに統一したということで、そういう人材がなかなかいないという、処遇改善をアップすることによって人材を呼び込むということで、こういう制度を使ってやることも一つの手なのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 淀谷議員にお答えいたします。

介護士のほうにつきましても、介護士含めて、ヘルパーも含めまして、今、申し上げた会計年度任用職員の部分でベースアップ、上げております。ただ、これもそういう制度がありましたら、それも検討を重ねて進めたいと思いますので、御理解願います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 少し補足させてもらいます。

介護士のほうにつきましては、民間、町はですね、先ほど言いましたように、一律5,000円上げたんで、こちらのほうとしては取り組みません。ただ民間の介護士のほうは、介護報酬のほうでやり取りしますので、町の予算は経由しないんですね。保育士のほうだけ、ひばりだとかベアーズ、民間のほうは町経由で予算が通っていきますけれども、くどいようですけども、介護士のほうは介護報酬でやりとりするということですので、こちらの予算通らないので、直接該当事業者は国のほう、道のほうとやり取りしていると、そういうふうに認識しておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） いいですか。診療所のほう。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） 昆布診療所の所得補償の関係の予算措置の件ですが、大変申し訳ありません。昆布診療所の委託契約というのが平成5年度から委託業務取り交わしておりまして、その契約内でということで、こちら所得補償うたってまして、昆布診療所の業務委託ということで、今回予算計上させていただきましたので、よろしく願います。

○議長（富樫順悦） いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第16、議案第11号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第11号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は2億3,047万3,000円で、この総額に346万6,000円を追加し、予算の総額を2億3,393万9,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額215万7,000円。4月の人事異動に伴う給与等、人件費の補正のため、2、3、4は説明を省略させていただきます。

1款総務費 2項徴税费 1目賦課徴収費、補正額130万9,000円。こちらにつきましても、4月の人事異動に伴う給与等、人件費の補正のため、2、3、次の7ページになります。4は説明を省略させていただきます。

なお、補正予算の最後に給与費の明細を添付しております。

次に歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

4款繰入金 1項一般会計繰入金 1目一般会計繰入金、補正額346万6,000円。一般会計繰入金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたし

ます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第11号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第17、議案第12号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第12号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は64億328万5,000円で、歳入歳出それぞれ94万円を追加し、64億422万5,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 17目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額94万円。特定財源の国道支出金94万円は、北海道子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金です。事業内容は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金として、先ほど議案第10号の補正予算におきまして、18歳未満の対象児童に対し、一律5万円の現金給付について議決をいただいたところでございますが、この国の定額補助事業に付随し、新たに北海道が独自で1万円の定額補助を行うものです。支給要件等は、国の基準と同様でございますが、本町の対象児童を90名とし、1人につき1万円を給付するものです。

なお、対象児童への給付に当たっては、国の5万円と、今回の北海道からの1万円、合わせて6万円の一括給付を予定しております。10需用費4万円。用紙・トナーの消耗品費です。18負担金補助及び交付金90万円。北海道子育て世帯生活支援特別給付金で、家計急変者を除く支給対象者が養育する児童を90名とし、1人につき1万円を給付するものです。

つづきまして、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

17款道支出金は、説明を省略します。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(富樫順悦) 日程第18、意見書案第1号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番永井議員。

○5番(永井浩) ただいま上程されました意見書案第1号について、意見書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災、減災の対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現

に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層促進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。
よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案1号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第19、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第1号繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和3年度蘭越町一般会計予算の第3条で繰越明許費を定めておりますが、これを翌年度へ繰越いたしましたので御報告いたします。1ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費、事業名は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業。翌年度繰越額6,512万円。同じく、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業。繰越額1,792万2,000円。同じく、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業。繰越額2,726万7,000円です。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は、社会保障・税番号制度システム改修事業。翌年度繰越額272万8,000円です。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名は農地除排雪等経費支援事業。翌年度繰越額560万円。2ページを御覧願います。同じく、大谷地区道営農地整備事業。翌年度繰越額2,037万5,000円。同じく、豊国地区道営農地整備事業。繰越額1,774万5,000円。同じく、蘭越地区道営農地整備事業。繰越額375万円。同じく、目名一期地区道営農地整備事業。繰越額5,523万3,000円。次のページを御覧願います。同じく、目名二期地区道営農地整備事業。繰越額2,500万円。同じく、初田地区道営農地整備事業。繰越額2,605千円。同じく、名駒地区道営農地整備事業。繰越額1,625万円です。

なお、各事業ごとの財源内訳につきましては御覧の内容です。

以上、これら12の事業について繰越しするものです。

この繰越計算書をもちまして、翌年度へ繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第20、報告第2号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います。

報告を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、報告第2号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

これは、令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計予算の第2条で繰越明許費を定めましたが、これを翌年度へ繰り越したため、繰越計算書を調製したものです。表紙をめくって、1ページを御覧ください。

1款事業費 1項水道事業費、事業名は、三和地区取水施設敷地取得事業で、翌年度へ繰り越した額は140万円です。

この繰越計算書をもって繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第21、報告第3号、令和3年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況について、報告を行います。

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第3号令和3年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護条例の運用状況につきまして、御説明いたします。1ページを御覧願います。

1の情報公開条例の運用状況についてでございますが、（1）開示請求等の状況は14件の請求となっております。

その処理状況につきましては、処理済みが14件で、全部開示したものが1件、一部開示したものが12件、非開示が1件となっております。

次の、（2）の開示請求のあった公文書の内容等でございますが、1番の7月8日にあった請求から、2ページになります。14番までの14件となっており、文書請求の内容等については御覧のとおりでございます。

次に、2の個人情報保護条例の運用状況についてでございますが、開示請求はありません。

また、3の情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運用状況ですが、審査会の開催はございません。

以上、蘭越町情報公開条例第24条及び個人情報保護条例第39条の規定によりまして、議会に報告するものです。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告済みといたします。

○議長（富樫順悦） 日程第22、報告第4号、例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第23、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査及び陳情調査について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第24、承認第2号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(富樫順悦) 日程第25、承認第3号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和4年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時52分 閉会